

島根県溶融スラグ使用基準（案） 新旧対照表

【適用日】令和元年10月1日

ページ	改定前	改定後
<p>P.11 第3章 3-2 3-2-1</p>	<p>3-2 アスファルト混合物への利用 3-2-1 適用範囲</p> <div data-bbox="638 541 1587 646" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>溶融スラグ細骨材を加熱アスファルト混合物用の骨材として利用する場合に適用する。 この場合、溶融スラグの種類は「JIS A 5032；道路用溶融スラグ」の規定に適合していなければならない。</p> </div> <div data-bbox="638 651 1587 714" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>なお、使用にあたっては、原則として舗装計画交通量3,000（台/日・方向）未満の場所で使用するものとする。</p> </div> <div data-bbox="638 718 1587 850" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>また、溶融スラグ細骨材を使用したアスファルト合材の品質を確保するため、使用にあたって、アスファルトプラントにおける試験練り検査を実施するものとする。ただし、中国地区の「アスファルト混合物事前審査制度」に合格し認定を受けたアスファルト合材は、これを省略できるものとする。</p> </div> <p>【解説】 溶融スラグを用いた表層・基層用加熱アスファルト混合物の品質規格は、適用する道路舗装に応じて、「舗装設計施工指針」等の該当するアスファルト混合物の規格を準用する。</p> <div data-bbox="638 955 1587 1102" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>一般社団法人日本産業機械工業会発行の「道路用溶融スラグ品質管理及び設計施工マニュアル」では、使用実績のある舗装計画交通量3,000（台/日・方向）未満の箇所での使用を原則としている。舗装計画交通量3,000（台/日・方向）以上の箇所で使用する場合は、試験施工を行うなど品質を確認したうえで使用する必要がある。</p> </div>	<p>3-2 アスファルト混合物への利用 3-2-1 適用範囲</p> <div data-bbox="1736 541 2686 646" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>溶融スラグ細骨材を加熱アスファルト混合物用の骨材として利用する場合に適用する。 この場合、溶融スラグの種類は「JIS A 5032；道路用溶融スラグ」の規定に適合していなければならない。</p> </div> <div data-bbox="1736 651 2686 777" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>なお、溶融スラグ細骨材を使用したアスファルト合材の品質を確保するため、使用にあたって、アスファルトプラントにおける試験練り検査を実施するものとする。ただし、中国地区の「アスファルト混合物事前審査制度」に合格し認定を受けたアスファルト合材は、これを省略できるものとする。</p> </div> <p>【解説】 溶融スラグを用いた表層・基層用加熱アスファルト混合物の品質規格は、適用する道路舗装に応じて、「舗装設計施工指針」等の該当するアスファルト混合物の規格を準用する。</p>

(削除)

(削除)

# 島根県溶融スラグ使用基準（案） 新旧対照表

【適用日】平成30年3月1日

ページ	改定前	改定後
P.13 第5章	<p>第5章 適用年月日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成23年10月1日から適用する。 平成30年3月1日一部改定（JIS A 5031、A 5032 改定による）</p> </div> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材</li> <li>・ JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ</li> <li>・ JIS K 0058-1 スラグ類の化学物質試験方法第1部溶出量試験方法</li> <li>・ JIS K 0058-2 スラグ類の化学物質試験方法第2部含有量試験方法</li> <li>・ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長、一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について（通知）（平成19年9月28日 環廃対発第070928001号）</li> <li>・ 道路用溶融スラグ品質管理及び設計施工マニュアル（（一社）日本産業機械工学会）</li> </ul>	<p>第5章 適用年月日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成23年10月1日から適用する。 平成30年3月1日一部改定（JIS A 5031、A 5032 改定による） 令和元年10月1日一部改定（道路用溶融スラグ品質管理及び設計施工マニュアル改定による）</p> </div> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材</li> <li>・ JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ</li> <li>・ JIS K 0058-1 スラグ類の化学物質試験方法第1部溶出量試験方法</li> <li>・ JIS K 0058-2 スラグ類の化学物質試験方法第2部含有量試験方法</li> <li>・ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長、一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について（通知）（平成19年9月28日 環廃対発第070928001号）</li> <li>・ 道路用溶融スラグ品質管理及び設計施工マニュアル（（一社）日本産業機械工学会）</li> </ul>